

# 松阪市教育大綱

令和3年度～令和6年度



市の鳥 ウグイス



市の花 ヤマユリ



市の木 マツ



令和3年4月  
松阪市

## 1. はじめに

近年、少子高齢化や人口減少、ICTの活用やグローバル化などが進み、また、新型コロナウイルス感染症により社会情勢が急激に変化したことに伴い、家庭環境や教育環境といった子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。子ども一人ひとりが抱える課題も複雑化、多様化する中で、いじめや不登校だけでなく、デジタル教育格差など新たな問題も指摘されてきています。

このような社会変化の激しい時代を生き抜くためにも、子どもたちには、未来を切り拓く力を持つことが求められます。そのような力を子どもたちに身に付けさせるために、学校での指導や支援はもちろんのこと、家庭や地域と連携、協働して教育力を高めあうことで、全ての子どもたちが安心して生活し、社会の中で自立しようと意欲的に学べる学習環境を整備していきます。

また、子どもたちだけでなく、教育の前段階である子育てをする保護者への支援や、誰もが学びたいときに学び、スポーツを楽しみ、文化芸術に親しむなど、生涯を通じて学び続けることができる環境を整備していきます。

松阪市総合教育会議において、令和2年度末までの松阪市教育大綱を振り返るとともに、新型コロナウイルス感染症など、これまでになかった社会状況の変化による教育を取り巻く様々な課題を洗い出し、その課題を解決するための方向性を協議し、このたび新たな松阪市教育大綱としてまとめました。

この松阪市教育大綱を教育行政の指針とし、今後策定する松阪市教育ビジョンにおいて具体的な施策を講じ、市長と教育委員会が一体となって基本理念の具現化に努めてまいります。

令和3年4月1日

松阪市長 竹上 真人

## 2. 教育大綱策定の趣旨

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、教育委員会制度等の見直しが行われました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性や安定性を確保しながらも、教育行政における責任の所在を明確化させるとともに、迅速な危機管理体制の構築や地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化を図ることを目的としています。

この改正により、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議を設置することなどが定められました。

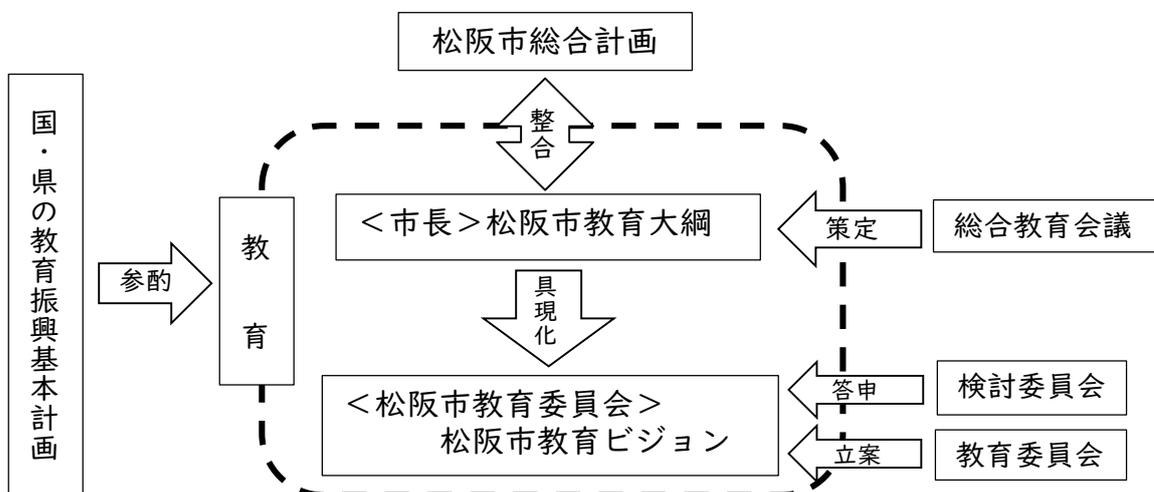
本市においても、この法改正に基づき、平成27年5月に「松阪市総合教育会議」を設置し、この会議における協議を経て、平成28年4月に本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の指針として「松阪市教育大綱」を定めました。

この教育大綱の計画期間の満了に伴い、新たな「松阪市教育大綱」を定めるものです。

## 3. 教育大綱の位置づけと期間

本教育大綱は、本市の総合的なまちづくりの指針をまとめた市の最上位計画である総合計画と整合を図り策定しました。

計画期間は令和3年度から令和6年度までの4年間とします。



## 4. 基本理念

松阪市の教育は、次の基本理念に基づいて進めていきます。

### 【基本理念】

「夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり」

今、社会が急激に変化する「予測困難な時代」であり、新型コロナウイルス感染症により一層先行き不透明な世の中を生きる子どもたちは、答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われています。目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことのできる資質や能力などが求められています。

また、近年、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成等の基礎を培う重要な役割を担っているとの研究結果が報告されるなど、就学前教育の重要性に関わる認識が高まっており、幼児教育の一層の充実とともに、保護者が子育ての喜びや生きがいを実感できるよう、子育て支援の充実を図る必要があります。

さらに、小中学校においては、1人1台端末が整備され、ICTを日常的に活用することにより、学習の状況を把握し、自ら見通しを立てたり、新たな学習方法を見出したり、自ら学び直しや発展的な学習を行いやすくなったりする等の教育効果が期待されています。

このような社会変化の激しい時代を生き抜く子どもたちには、未来を切り拓く力が必要不可欠です。そこで、これまでも大切にしてきた「**夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり**」を教育大綱の基本理念に位置づけ、松阪市の教育行政の指針とします。

## 5. 基本方針

基本理念に基づき、家庭や地域、学校が協働し、本市の未来を担う子どもたちを以下の方針により育てることを目指し、重点的に施策を講じます。

### 【基本方針】

- 1 一人ひとりの個性を大切にし、意欲的に未来を切り拓く子どもを育てます
- 2 ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます
- 3 夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できる教育環境の整備をめざします
- 4 スポーツや文化の振興を図るとともに、誰もがいつまでも学び、活躍できる環境づくりに努めます

## 6. 全体構想

### 基本方針Ⅰ

一人ひとりの個性を大切にし、意欲的に未来を切り拓く子どもを育てます

#### <就学前教育>

人格形成の基礎を培う上で極めて重要な幼児教育の一層の充実を図るため、保幼小をはじめとした連携を定着化させ、小学校以降の教育との円滑な接続に向けて取り組みます。また、安心して子育てできる環境づくりに努め、家庭における子育て・親育ちへの支援に取り組みます。

#### <確かな学力>

主体的・対話的で深い学びを通して、自ら課題を見つけ解決していく確かな学力を育むとともに、グローバルに活躍し、世界とつながるコミュニケーション能力の育成に取り組みます。

### ＜教育の情報化＞

新たなICT環境や先端技術を最大限活用することにより、個別最適な学びや協働的な学びを支援するとともに、変化の激しい社会で自分らしい生き方を実現するために必要な情報活用能力など、学習の基盤となる資質や能力を育みます。

### ＜外国人児童生徒教育＞

日本語指導を必要とする外国人児童生徒の日本語習得や学校生活への適応を支援するとともに、全ての子どもたちが互いの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。

### ＜特別支援教育＞

特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参加に向け、一人ひとりの個性や特性を把握し、その持てる力や可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導と必要な支援を行います。

## 基本方針2

**ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます**

### ＜豊かな心＞

松阪の伝統や文化、自然などに触れる機会を通して、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育を進めるとともに、命の大切さを学び、互いの人権や価値観、多様性を尊重する意識と感覚をもった子どもの育成に取り組みます。

### ＜安全安心な学びの場＞

子どもたちが安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を進めます。

### ＜健やかな体＞

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力づくりをめざし、規則正しい生活習慣の定着や、運動能力と体力の向上を図るとともに、家庭と連携した食育を進めます。また、新型コロナウイルス等の感染症を正しく理解し、感染を避ける行動をとることのできる子どもの育成に取り組みます。

### **基本方針3**

**夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できる教育環境の整備をめざします**

#### **<学びを支える学校>**

子どもたちが地域の中で豊かに学び、成長できるよう、学校・家庭・地域が連携・協働した地域とともにある学校づくりを進め、子どもたちを守り育てる教育環境の充実を図ります。また、教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保しながら、効果的な教育活動ができる職場環境の整備に努めます。

#### **<教職員の資質向上>**

専門性や実践的指導力などを育成する研修の場を提供し、幅広い知識や視野をもち、子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。

#### **<学校施設の充実>**

次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、ICT環境やバリアフリー化等の施設整備を推進します。

### **基本方針4**

**スポーツや文化の振興を図るとともに、誰もがいつまでも学び、活躍できる環境づくりに努めます**

#### **<社会教育>**

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供、学習の成果を活かす場や機会の充実に努めます。また、青少年の健全な育成のため、子どもの放課後の居場所づくりや地域や行政が一体となった活動の支援を行います。

#### **<スポーツの振興>**

健康で心豊かに暮らすため、「する」楽しみ、「観る」感動、「支える」喜びを感じる活動を通して、スポーツやレクリエーション活動に親しむ機会を整備し、スポーツと連動したまちづくりを進めます。

#### **<文化の継承と創造>**

地域に根ざした文化・芸術活動を促進するとともに、地域で大切に育まれてきた伝統文化の継承と文化財の保存・活用に努めます。

# 松阪市教育大綱

令和3年度～令和6年度



松阪市企画振興部経営企画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

電話：0598-53-4319

松阪市教育委員会事務局

〒515-8515 三重県松阪市殿町1315番地3

教育総務課 電話：0598-53-4381

学校支援課 電話：0598-53-4403